

令和3年度統計法施行状況報告に関する審議の進め方について（案）

令和4年5月27日
企画部会決定

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条に基づく令和3年度の法施行状況に関する統計委員会の審議（以下「令和3年度施行状況審議」）については、法第4条に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定。以下「基本計画」という。）の計画期間（平成30年度を初年度とするおおむね5年間）を勘案し、次期基本計画に向けた発射台としての検討を主眼として、以下のとおり進めることとする。

1 基本的な考え方

- ・ 現行基本計画の進捗状況を確認するとともに、社会・経済情勢の変化も踏まえて、次期基本計画に向けた検討を行う。
- ・ また、審議の成果物として、現行基本計画の別表に掲げられた個別事項の評価にとどまらず、次期計画の①基本的な方針、②重点項目、③章・項目立てのあり方などを含めた「次期基本計画に関する基本的な考え方」（案）を取りまとめる。

2 具体的な審議方法

（1）審議方法

- ・ 企画部会の下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、同部会の審議状況も踏まえつつ、担当分野別に各WGにおいて審議を行った上、企画部会にその審議結果を報告する。
- ・ 企画部会の審議結果及び各WG報告を整理し、令和3年度施行状況審議結果となる「次期基本計画に関する基本的な考え方」（案）を取りまとめ、統計委員会に報告する。

（2）審議スケジュール

別紙のスケジュールを基本に審議を進め、令和4年10月ごろには「次期基本計画に関する基本的な考え方」を取りまとめる。

（3）その他

- ・ 必要に応じてメールによる情報提供・事前の意見照会や、個別の諮問審議結果等を活用した審議の効率化を図るとともに、関係府省との十分な意見交換を実施する。
- ・ なお、WGの検討においては、公的統計品質向上のための特別検討チームの議論の動向にも留意しつつ、審議を進める。

別紙

令和3年度施行状況審議のスケジュール（想定）

	統計委員会	企画部会	WG ※審議回数及び審議 内容は例示	参考 (予定)
5 月	<u>27日</u>	<u>27日</u> ○ 審議の進め方の決定 ○ WG所属委員の決定 ○ 基本的な方針に関する議論		
6 月	<u>中～下旬</u> ○ 令和3年度統計法施行状況（基本計画関連事項編）を報告	<u>中～下旬</u> ○ 令和3年度統計法施行状況（基本計画関連事項編）の概要説明 ○ 審議事項案の確認	<u>中～下旬（1回目）</u> ○ 審議対象項目・事項の情報共有・整理等 ○ 審議スケジュールの合意	
7 月	<u>下旬</u>	<u>下旬</u> ○ WGの審議状況報告	<u>上旬（2回目）</u> ○ 項目ごとの検討① <u>下旬（3回目）</u> ○ 項目ごとの検討②	
8 月	<u>下旬</u>	<u>下旬</u> ○ WGの審議状況報告	<u>上旬（4回目）</u> ○ 項目ごとの検討③ <u>下旬（5回目）</u> ○ 項目ごとの検討④	
9 月	<u>下旬</u>	<u>下旬</u> ○ WGの審議状況報告 ○ 次期基本計画に向けた基本的な考え方（令和3年度施行状況審議結果）案のとりまとめ①	<u>上旬（6回目）</u> ○ WG報告の取りまとめ <u>下旬（予備回）</u> ○ WG報告の取りまとめ	
10 月	<u>10月中</u> ○ 次期基本計画に向けた基本的な考え方（令和3年度施行状況審議結果）の決定	<u>10月中</u> ○ 次期基本計画に向けた基本的な考え方（令和3年度施行状況審議結果）案のとりまとめ②		

（注）上記のほか、企画部会では必要に応じて共通的な事項等について検討する。なお、審議を円滑に進めるため、企画部会長と各WG座長等による打合せを隨時実施